

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 障害者雇用納付金

Q：当社は、社員数十名程の小規模な会社です。

ところで、一定数以上の障害者を雇用していない場合には、納付金を納めなければならないと聞いたのですが、本当でしょうか。

A：納付金を納める義務があるのは、常用労働者数が300人超の事業主です。

#### 【解説】

今年の7月1日から、常用する労働者が56人以上の事業主は障害者を全常用労働者数の1.8%以上雇用しなければならないことになりました。

これは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正によるもので、この法律に違反すると、事業者の名称等が公表されるほか、「身体障害者雇用納付金」を納めるというペナルティーが課されます。ただし、今のところ、納付金を納める義務があるのは、常用労働者数が300人超の事業主とされています。

納付金の額は、{(常用労働者数-業種ごとに定められた控除率×常用労働者数)×1.8%-常用の障害者数}×12×50,000円の式で求めます。

この納付金は罰金とは違いますので、納付金の申告書が納付金の徴収窓口である日本障害者雇用促進協会に提出された日の含まれる事業年度の損金に算入することができます。

